

特記仕様書

この特記仕様書は、8 市単維持 市道（桜）4129 号・4132 号線舗装工事に適用する。ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県の工事共通仕様書を遵守するものとする。また、CORINS（受注登録工事）の登録を対象とする工事である。

（工事関係）

1. 本工事は、通常の施工時間帯（AM8:30～PM5:00）で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議する。
2. 本工事の施工期間は、雨天休日等を見込み、全体工期を契約の翌日から 70 日間とする。
また、工事に係る試掘及び資材・仮設材の搬入等は、地元への工事についての説明、その他関係機関との調整等が済んでからとする。

（公害対策関係）

3. この工事の使用機械のうちバックホウ及びローラは排出ガス対策型とし、現場代理人は使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、調達が困難な場合はその旨の理由書を監督員に提出すること。また、舗装切断作業においては騒音防止を施した機械等を用い、とりこわし作業においてはとりこわし材の 2 次破碎作業を現場内でおこなってはならない。

（安全対策関係）

4. 工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケードを設置し、適切な交通整理を行うものとする。

（工事用道路関係）

5. 運搬路等に使用した、既設道路の補修が生じた場合は、別途協議する。

（建設発生土、産業廃棄物関係）

6. 本工事から建設発生土を搬出する場合は、市ストックヤード（稲敷市高田地内）に搬出するものとし、事前に周辺への連絡をし、稲敷市建設課と協議し、その担当課へ関係書類を提出するものとする。また、土質等の確認を行い、建設課の指導を得て搬出し、ストック場所を整理整頓し、場合によってはバリケート等で囲いを行い適正に管理する。
7. 本工事から発生するコンクリート殻・アスファルト殻・木材は関係法令等に基づき許可を受けた中間処理施設への持ち込みとし、稲敷市近隣の施設とする。（別紙資料 2）
また、建設リサイクル法の適用により、分別解体・再資源化等をすることが義務付けられ、一般土木工事では様式第 1 号の 2（説明書）・別表 3・別紙を作成し、事業担当課へ建設リサイクル法第 12 条に基づく書面の交付及び説明を行い、分別解体・再資源化する建設資材が発生しない場合でも、事業担当課の確認後、契約担当課と契約締結するこ

と。また、工事完了後、再資源化等報告書(様式1)を作成し、監督職員に提出しなければならない。

8. 本工事は建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は、インターネット上のWEBオンラインシステムである建設副産物情報交換システム「コブリス・プラス」により登録をすること。

(設計図書の照査)

9. 受注者は、施工前及び施工途中において設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

(付近住民との対応)

10. 工事施工に関して、付近住民との交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、すみやかにその旨監督職員に報告し、トラブルに発展しないように対処しなければならない。

(施設の保全)

11. 農地・山林等を汚染したり、既設構造物に損傷を与えた時は、請負者の責任において復旧しなければならない。

(安全・訓練等について)

12. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員参加により、月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 本工事内容等の周知徹底
- (2) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故対策
- (5) その他、安全・訓練等として必要な事項

13. 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(ダンプトラック等による過積載等の防止について)

14. 工事の施工にあたって、過積載を行わないこと。また、さし枠装着等の違法改造車の使用を禁止し、下請業者に対しても、その旨指導の徹底を期すること。
15. 過積載、さし枠装着車違法運行を行っているときは早急にその不正状態を解消する措置を講ずること。

16. 工事の施工にあたって、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、適正な運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

17. 建設資材搬入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保すること。

(工事完成図書の納品について)

18. 請負人は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 工事打ち合わせ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- (2) 施工計画書
- (3) 完成図面（出来形測定の結果及び設計図書にしたがって完成図を作成する。）
- (4) 工事写真
- (5) その他、完成図書として必要な書類

(その他)

19. 工事の施工にあたっては、「茨城県土木工事共通仕様書」・「茨城県土木工事施工管理基準」その他各仕様書に基づき、行うものとする。

20. 各構造物の設置位置、コンクリート2次製品等は、設計・積算上の物であるか、または同等品以上で、事前に監督職員と協議するものとする。

21. 工事の施工にあたる前に、試掘を行い、設計書と相違がある場合は監督職員と協議するものとする。

22. 工事施工に際しては事前測量を行い、監督員と協議の上、数量変更等を行うこととする。

23. その他の事項については、その都度、監督職員と協議するものとする。

様式 1

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

稲敷市長 様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 _____

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込)

(参考資料を提出する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事など

- ☐再資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
- ☐再資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

別紙資料 2

分別解体等・再資源化等〔建設リサイクル法の対象建設工事〕

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
- ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (アスファルト・コンクリート)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	丸太建設(株)	茨城県稲敷郡美浦村木原 1884-8

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負の責によるものではない事項についてはこの限りでない。

③受入時間

④その他

2. 請負者は、分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、再資源化報告書(別添様式1)により監督員に報告するものとする。

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

説 明 書

年 月 日

稲敷市長 様

所在地

名称及び代表者氏名

印

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について下記のとおり説明します。

記

1 工事の名称

2 工事の場所

3 説明内容 添付資料のとおり

4 添付資料

（1）特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 1 4 年国土交通省令第 1 7 号）別記様式第 1 号別表 1 から別表 3 までのうち該当するものに必要事項を記載したもの

（2）工程の概要を示す資料

注：工程の概要を示す資料は、できるだけ図面、表等を使用して作成すること。

別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事		
		☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)				
工作物に関する 調査の結果		工作物の状況		
		周辺状況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		付着物の有無(解体・ 維持・修繕工事のみ)		
		その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		その他 ()		
工事着手の時期		年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事工程の順序		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)※		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み(全工事)並びに特定建 設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ)及び 特定建設資材廃棄物の発生が見込 まれる工作物の部分(維持・修繕・ 解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

1 解体工事に要する費用(直接工事費) ¥ 円(消費税及び地方消費税を除く額)

2 再資源化等に要する費用(直接工事費) ¥ 円(消費税及び地方消費税を除く額)

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	(1) 仮 設	仮設工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	(2) 土 工	土工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	(3) 基 礎	基礎工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	(6) そ の 他 ()	その他の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

注1 □欄は、該当箇所に「レ」を付すること。

2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地